

愛知県弥富野鳥園施設指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

| | | | | | |
|------|--|-----------------------------------|--|--|--|
| 施設名 | 愛知県弥富野鳥園 | | | | |
| 所在地 | 弥富市上野町2番10 | | | | |
| 設置根拠 | 愛知県弥富野鳥園条例（昭和50年 供用開始） | | | | |
| 設置目的 | 野鳥の生息地を保全するとともに、県民の野鳥の保護に関する知識の普及を図るため | | | | |
| 施設概要 | 敷地面積 | 35.65ha（保護地 32.73 ha、小公園 2.92 ha） | | | |
| | 主な建物 | 本館 | | | |
| | 駐車場 | 普通車 48 台、バス 4 台 | | | |
| | 開館時間 | 9：00～17：00 | | | |
| | 休館日 | 月曜日、年末年始（12月29日～1月1日） | | | |

2 指定管理概要

| | | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|--|
| 指定管理者名 | 公益財団法人愛知公園協会 | | | | |
| 指定期間 | 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで | | | | |
| 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況 | イベントの実施（例：探鳥会及びミニ探鳥会の実施（毎月2回。ただし7、8月を除く））、野鳥に関する相談や問い合わせに関する応答、学校行事・地域団体等の利用促進、関係機関・団体との連携・協力 | | | | |

3 利用状況

（単位：人、件）

| 区分 | 30年度 | | 29年度 | | 増減 （①－②） |
|------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 利用者数 | 60,000 | 63,444 | 60,000 | 61,738 | 1,706 |

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

| 区分 | 30年度 | | 29年度 | | 増減 （①－②） |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 収入計 | 36,703 | 36,605 | 37,238 | 42,611 | ▲6,006 |
| 利用料金収入 | — | — | — | — | — |
| 指定管理料 | 36,515 | 36,515 | 37,050 | 37,050 | ▲535 |
| その他 | 188 | 90 | 188 | 5,561 | ▲5,471 |
| 支出 | 36,703 | 36,173 | 37,238 | 42,397 | ▲6,224 |
| 収支差 | 0 | 432 | 0 | 214 | 218 |

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

| 評価 | 評価内容 |
|----|---|
| A | 県の求める水準を達成し、適切な管理・運営が実施されている。特に、利用者の安全性・利便性への配慮、積極的なイベントの開催と広報、地元自治体や企業などと連携した施設利用や関連行事の開催などが評価される。 |

(2) 区分ごとの評価

| 区分名称 | 評価 | 評価内容 |
|------------|----|--|
| 基本項目 | A | 法令や計画等に基づき、適正に実施されている。 |
| 施設の適正な管理 | A | 利用者の安全に考慮し、施設の管理等適正に実施されている。 |
| サービスの維持・向上 | A+ | 自治体、企業等とも連携し、様々な企画を実施し、利用者のサービス向上に努めており、企画に関しても提案書や計画書以上の取り組みを行っている。 |
| 運営等の安定性 | A | 協定等に基づき、適正に実施されている。 |

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

引き続き適正に管理が実施されるよう、指定管理者と情報共有を行い対応していく。

6 利用者からの反応

アンケートの中で、望遠鏡での観察、双眼鏡の貸し出し、スタッフの説明が丁寧であること等への好評が多かった。苦情はなかった。

要望としては、より近くから野鳥観察したい、探鳥会以外でも保護地内に入れるようにしてほしいというものがあった。野鳥の生息地の保全という観点から、利用者が自由に保護地内に入れるようにすることは難しいが、団体等で事前に申し出がある場合は職員が保護地内の案内をしている。また、平成29年度に池の近くから野鳥観察ができる観察小屋を整備した。

また、トイレを増やしてほしいとの要望があった。現状では3箇所（本館、小公園、駐車場）に男女各2～3基あり、今後検討していくこととしている。

7 その他

特になし

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課野生生物・鳥獣グループ
電話：052-954-6230（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp